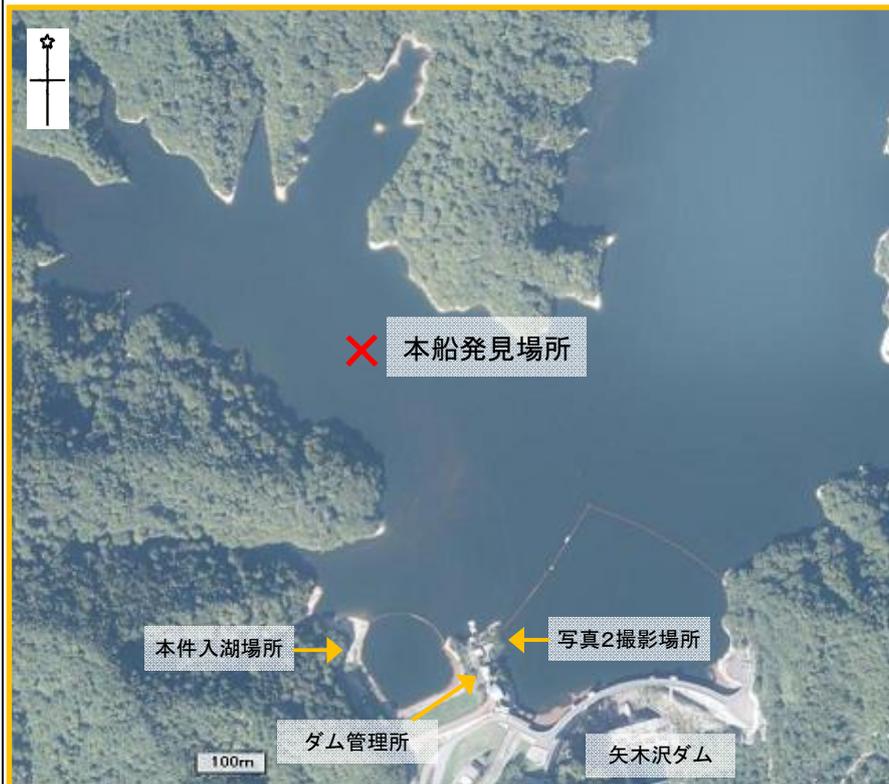


## 船舶事故調査報告書

令和7年7月30日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 伊藤 裕 康（部会長）  
 委員 上野 道 雄  
 委員 高橋 明 子

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	不明（令和6年4月26日 06時30分ごろ～08時40分ごろの間）
発生場所	群馬県みなかみ町 <sup>おくとね</sup> 奥利根湖 日崎二等三角点から真方位281° 2,520m付近 （概位 北緯36° 55.0′ 東経139° 03.1′）
事故の概要	プレジャーボート（船名なし）は、漂流中、船長が落水して行方不明となった。
事故調査の経過	令和6年5月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が行方不明のため、行わなかった。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約3.55m×約1.45m×約0.75m、アルミニウム ガソリン機関（船外機）、3.68kW、不詳 （写真1 参照）
	
	写真1 本船（船長の親族提供の写真を加工）
乗組員等に関する情報	船長 68歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年11月14日 免許証交付日 令和5年4月4日 （令和10年7月24日まで有効）
死傷者等	行方不明 1人（船長）
損傷	なし

<p>気象・水象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2～3、視界 良好  水象：湖上 平穏、水温 約9℃</p>
<p>事故の経過</p>	<p>船長は、奥利根湖南岸に位置する入水用スロープ（以下「本件入湖場所」という。）へ続く進入路入口に設けられた監視小屋において、令和6年4月26日06時30分ごろ本船の入湖届を提出した。</p> <p>船長は、自身の車でけん引してきた本船を湖面に下ろした後、本船に1人で乗り組み、トローリングによる船釣りの目的で、本件入湖場所を出発した。</p> <p>本件入湖場所の北方でボートに乗っていた釣り人は、叫び声のような音を聞き、音の方向に目を向けたところ、無人の本船を認め、近くで足漕ぎカヤックに乗っていた別の釣り人に伝えた。</p> <p>本件入湖場所で受付業務等を行っていた漁業協同組合職員（以下「漁協職員」という。）は、湖上から戻ってきた足漕ぎカヤックの釣り人から、本件入湖場所北方の湖上に本船が無人で漂流している旨を聞いた。</p> <p>漁協職員は、状況を確認するため、組合の所有船に乗って北方に向かい、その途中、08時40分ごろにダム管理所へ携帯電話で状況を知らせた。</p> <p>漁協職員は、本件入湖場所の北方約400mの湖上に、無人の本船と小型の椅子を確認した。</p> <p>漁協職員は、乗船者が落水した可能性があると思ったのでダム管理所に赴き、同所の職員に110番通報を依頼した。</p> <p>ダム管理所の職員は、09時06分ごろに110番通報を行い、更に119番通報を行った。</p> <p>船長は、駆けつけた警察及び消防により捜索が行われたものの発見されず、行方不明となった。</p> <p>（図1、写真2 参照）</p>



※国土地理院ウェブサイトの地理院地図(写真)を加工して使用

図 1 事故発生場所概略図



写真 2 本船発見場所付近を南方から撮影

その他の事項

(1) 船長に関する情報

船長は、約 15 年前から年 1、2 回程度、1 人でオリ根湖を訪れて船釣りを行っていた。

漁協職員は、06 時 30 分の受付開始前に、列に並んでいた船長と挨拶を交わしており、その際、船長はジャンパー及び胴付き長靴を着用していた。

船長の携帯電話は、駐車場の船長所有車両内にあった。

船長に持病はなかった。

(2) 本船に関する情報

湖等のみを航行する長さ 5 m 未満、船外機出力 3.7 kW 以下のプレジャーボートは、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）の適

	<p>用除外であり、本船は、船舶検査を受ける必要がなかった。一方で、本船は、小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）に基づき登録が必要であったが、登録されていなかった。</p> <p>本船は、発見時、船外機が停止しており、左右の舷側から各1本の釣り竿<sup>さお</sup>が出され、竿先から釣り糸が水中に伸びている状態であった。</p> <p>本船の船内には、籠に入った救命胴衣、魚群探知機、タモ網、パドル、釣具類等が置かれていた。また、本船付近に浮いていた小型の椅子は、船長の所有物であることが確認された。</p> <p>(3) 奥利根湖における船釣りに関する情報</p> <p>奥利根湖は、その南部に位置する矢木沢ダムによってできたダム湖で、冬期は閉鎖され、本事故当日は令和6年における利用開放初日であり、同日午前中には33隻が入湖していた。</p> <p>本件入湖場所では、看板やポスター等により救命胴衣の着用義務が周知されており、漁協職員も入湖者に対して着用を促す声掛けを行っていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、行方不明となった。</p> <p>船長は、06時30分ごろ入湖届を提出して本件入湖場所を本船で出発した後、本船が無人の状態に漂流していることを伝えられた漁協職員が現場へ向かう途中の08時40分ごろにダム管理所へ一報を入れていることから、この間に落水したものと考えられる。</p> <p>本事故当時、本船の周囲には複数のボートが存在し、叫び声のような音を聞いた者がいて、音の方向に無人の本船を認めていることから、船長は落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、発見時、船外機が停止し、トローリングによる釣りを行うことができる状態に整えられていたことから、船外機を停止して漂泊中、船長が、トローリングの準備を終えた後、体のバランスを崩すなどして落水した可能性があると考えられるが、目撃者がおらず、客観的情報が得られなかったことから、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、救命胴衣が船内に、携帯電話が駐車中の車両内にあったことから、本事故当時、救命胴衣を着用しておらず、また、携帯電話を携帯していなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、奥利根湖において、本船が漂泊中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小型船舶の乗船者は、甲板上の移動や船体の動揺などにより体勢を崩して転倒・落水することがないように十分に注意すること。</li><li>・ キャビン等を有さない小型船舶（オープン艇）の乗船者は、出航から帰航まで、常時、救命胴衣を着用すること。</li><li>・ 小型船舶の船長は、万一の落水に備え、携帯電話を防水ケースに入れて常に身に付け、緊急時の連絡手段を確保しておくこと。</li></ul>
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------